

## 8 人材確保等支援助成金

### (2) 介護福祉機器助成コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第115条第2号及び第118条の規定に基づく人材確保等支援助成コース助成金（介護福祉機器助成コース）の支給については、「第1 共通要領」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	助成コース／目標達成助成)
0101 趣旨	0502 添付書類（介護福祉機器助成コース／目標達成助成)
0102 適用単位	0503 支給停止（介護福祉機器助成コース／目標達成助成)
0200 定義	0504 支給額（介護福祉機器助成コース／目標達成助成)
0201 定義	
0300 支給要件	0600 支給決定
0301 支給対象事業主（介護福祉機器助成コース／目標達成助成)	0601 支給決定に係る事務処理（介護福祉機器助成コース／目標達成助成)
0302 支給対象となる介護福祉機器の範囲	0602 支給対象事業主に該当するかの確認（介護福祉機器助成コース／目標達成助成)
0400 計画の認定	0700 委任
0401 導入・運用計画書の提出	0701 公共職業安定所長への委任
0402 導入・運用計画の期間	0800 附則
0403 導入・運用計画書の提出期限	0801 施行期日
0404 添付書類	0802 経過措置
0405 導入・運用計画の認定等	
0406 確認事項	
0407 認定基準	
0408 導入・運用計画の変更	
0500 支給申請等	
0501 支給申請書等の提出方法（介護福祉機器	

---

**0100 趣旨**

---

**0101 趣旨**

人材確保等支援助成コース助成金（以下「助成金」という。）（介護福祉機器助成コース）は、介護事業主が、新たに介護福祉機器を導入・運用し、介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に、支給するものである。

---

**0102 適用単位**

助成金の支給は、雇用保険の適用事業所を単位として行うものとする。

---

## 0200 定義

---

### 0201 定義

#### イ 雇用管理責任者

雇用管理の改善への取組、労働者からの相談への対応、その他労働者の雇用管理の改善等に関する事項の管理業務を担当する者をいう。

なお、雇用管理責任者は事業所毎に選任するものとし、雇用管理責任者を選任したときは、当該雇用管理責任者の氏名を事業所の見やすい場所に掲示する等（社内メール等の電磁的方法による労働者への周知も可。）により、その雇用する労働者に周知するものとする。

#### ロ 介護関係業務

介護関係業務は、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他のその者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするための福祉サービス又は保健医療サービスであって以下の業務をいう。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する訪問看護
- (4) 介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション
- (5) 介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導
- (6) 介護保険法第8条第7項に規定する通所介護
- (7) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- (8) 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (9) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- (10) 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護
- (11) 介護保険法第8条第12項に規定する福祉用具貸与
- (12) 介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売
- (13) 介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (14) 介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (15) 介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
- (16) 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
- (17) 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (18) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護
- (19) 介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護
- (20) 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (21) 介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービス
- (22) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援
- (23) 介護保険法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス
- (24) 介護保険法第8条第28項に規定する介護保健施設サービス
- (25) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービス

- (26) 介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (27) 介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護
- (28) 介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション
- (29) 介護保険法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導
- (30) 介護保険法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- (31) 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
- (32) 介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護
- (33) 介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護
- (34) 介護保険法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与
- (35) 介護保険法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売
- (36) 介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
- (37) 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (38) 介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護
- (39) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援
- (40) 介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業に係るサービス
- (41) 介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係るサービス
- (42) 介護保険法第115条の45第1項第1号ハに規定する第1号生活支援事業に係るサービス
- (43) 介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業に係るサービス
- (44) 障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス
- (45) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センターにおいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護及び機能訓練
- (46) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援を行う施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- (47) 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を行う施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- (48) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- (49) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第38条に規定する居宅生活支援事業及び同法第39条に規定する養護事業を行う施設において行われる入浴、排せつ、食事等の介護
- (50) (1)、(2)、(26)、(40)及び(44)に掲げるもののほか、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話
- (51) 福祉用具（介護保険法第8条第12項に規定する福祉用具をいう。）の販売（(12)及び(35)に掲げるものを除く。）
- (52) 移送
- (53) 居宅にある身体上又は精神上の障害があることにより日常生活に支障がある者に対する食事の提供

(54) (1)から(53)までに掲げる福祉サービス又は保健医療サービスに準ずるサービスであって厚生労働省職業安定局長が認める福祉サービス又は保健医療サービス（「移動理美容車や出張理美容チームによる訪問理美容サービス」）

※ 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第1条第22号において介護関係業務とされていた介護療養施設サービスについては、附則第2条に経過措置が定められていることに留意すること（令和6年3月31日まで）。

#### ハ 介護労働者

介護労働者とは、介護事業主に雇用され、専ら介護関係業務に従事する労働者をいう。

#### ニ 介護事業

介護事業とは、介護関係業務を行う事業をいう。

#### ホ 介護事業主

介護事業主とは、専ら介護関係業務に従事する労働者を雇用して、介護事業を行う者をいう。したがって、この事業主の主たる事業が、介護事業以外であった場合であっても、該当事業主の一組織において介護事業を行っていれば介護事業主として取り扱う。

なお、この場合の介護事業主には、民間の事業者のみならず、社会福祉法上の社会福祉法人、医療法上の医療法人、消費生活協同組合法上の消費生活協同組合、農業協同組合法上の農業協同組合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人（NPO法人）等も含まれる。

また、これら介護事業は、要介護者等に直接的にサービスを提供する場合に限定される。

#### ヘ 基準期間（介護福祉機器助成コース）

基準期間（介護福祉機器助成コース）とは、導入・運用計画期間の初日の前日から起算して6か月前の日から助成金（介護福祉機器助成コース）に係る支給申請書の提出日までの期間をいう。

#### ト 介護福祉機器の導入・運用

介護福祉機器の導入とは、介護福祉機器を設置又は整備することをいい、運用とは当該機器を適切かつ効果的に活用して介護関係業務に用いることをいう。

#### チ 導入・運用計画

導入・運用計画とは、介護労働者の身体的負担軽減のために介護福祉機器を導入する介護事業主が作成する計画であり、介護福祉機器に関する内容を記載するほか、導入機器のメンテナンスに関する計画、導入機器の使用の徹底を図るための研修の計画を記載する。

#### リ 離職率

離職率とは、原則として、介護福祉機器の導入・運用に係る雇用保険適用事業所（以下「対象事業所」という。）における雇用保険一般被保険者の離職率をいう。原則として、以下の計算式により得たものをいい、計算により得た値が100%を超える場合の離職率は100%とする。

ただし、「離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数」には、以下の(イ)から(ハ)に該当する者は含めない。

- (イ) 定年退職（離職区分が「2 E」に該当するもの）による離職者
- (ロ) 重責解雇（離職区分が「5 E」に該当するもの）による離職者
- (ハ) 事業主からの申出（支給申請期限内に支給申請書の提出を行った場合であって、支給決定を受けるまでに申出を行うもの又は不支給決定後1ヶ月以内に申出を行うものに限る。）があり、かつ、雇用保険の給付制限に係る離職理由について重責解雇の認定を受けていないものの、事業主や離職者以外の第三者からの聴取や客観的証拠の確認によって重責解雇に該当するもの（以下「重責解雇に該当する離職」という。）による離職者
- (ニ) 役員昇格、労働者の個人的な事情による労働時間の短縮等により雇用保険一般被保険者資格を喪失した者

$$\text{離職率 (\%)} = \frac{\text{所定の期間における離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数}}{\text{所定の期間の初日における雇用保険一般被保険者数}} \times 100$$

なお、「所定の期間」が、導入・運用計画認定申請日の12か月前の日の属する月の初日から当該認定申請日の属する月の前月末までの期間（以下「計画時離職率算定期間」という。）であるものを「計画時離職率」といい、導入・運用計画期間の末日の翌日から起算して12か月を経過する日までの期間（以下「評価時離職率算定期間」という。）であるものを「評価時離職率」という。

ヌ 離職率（以下に該当する場合）

0201 に定める離職率を原則とするが、次の(イ)又は(ロ)に該当する場合は、離職率の算定を、以下のとおりとする。

(イ) 主たる事業が介護事業以外の場合

離職率の算定に用いる「所定の期間の離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数」及び「所定の期間の初日における雇用保険一般被保険者資格者数」に雇用保険一般被保険者資格を有する介護労働者数を計上する。

(ロ) 介護労働者全てが雇用保険一般被保険者ではない場合

離職率の算定に用いる「所定の期間の離職による雇用保険一般被保険者資格喪失者数」及び「所定の期間の初日における雇用保険一般被保険者資格者数」に雇用保険一般被保険者資格を有しない介護労働者数を計上する。

なお、(イ)及び(ロ)の場合の低下させる離職率ポイントの人数規模区分は、0301 ホの【低下させる離職率ポイント（目標値）】における一般被保険者の人数規模区分を準用する。

ル 賃金要件

本助成金における賃金要件とは、特定の期間において本助成金の支給対象事業主が雇用する介護労働者に対する「毎月決まって支払われる賃金」を一定以上引き上げる取組をいう。賃金要件は本助成金の加算要件であり、事業主単位で判断するものである。

ヲ 毎月決まって支払われる賃金

基本給及び諸手当をいう（労働協約、就業規則又は労働契約等において明示されているも

のに限る。)。諸手当に含むか否かについては以下による。

(イ) 諸手当に含むもの

労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当（役職手当、資格手当、資格ではないが労働者の一定の能力に対する手当等）。

(ロ) 諸手当に含まないもの

① 月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当（時間外手当（固定残業代を含む）、休日手当、夜勤手当、出張手当、精皆勤手当、報奨金等）

② 労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（家族手当（扶養手当）、通勤手当、別居手当、子女教育手当、皆勤手当、住宅手当等）

(ハ) 上記（イ）、（ロ）以外の手当については、手当での名称に関わらず実態により判断するものとする。ただし、上記（イ）に挙げた手当であっても、月ごとに支払われるか否かが変動するような手当と認められる場合は諸手当から除外し、上記（ロ）に挙げた手当であっても、例えば以下のように、月ごとに支払われるか否かが変動しないような手当は諸手当に含めることとする。

① 扶養家族の有無、家族の人数に関係なく労働者全員に対して一律支給する家族手当

② 通勤に要した費用や通勤距離に関係なく労働者全員に対して一律に支給する通勤手当

③ 住宅の形態（賃貸・持家）ごとに労働者全員に対して一律に定額で支給する住宅手当

## 0301 支給対象事業主（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）

助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）は、次のイからワのいずれにも該当する事業主に対して支給するものとする。

- イ 雇用保険の適用事業の事業主であること。
- ロ 介護事業主のうち、介護福祉機器を導入する事業所において、0201 ロの介護関係業務のうち(11)、(12)、(34)、(35)、(48)、(49)及び(51)以外に掲げるサービスを提供する事業主であること。なお、(52)移送で、介護タクシーについては、介護保険の指定を受けている介護保険介護タクシーに限る。
- ハ 認定された導入・運用計画に基づき、計画期間内に介護福祉機器の導入を行うほか、導入機器のメンテナンス、導入機器の使用を徹底するための研修（共通要領 0501 ルに定める訓練を行う者が不正受給に関与していた場合の取扱いについては、当助成金には適用しない）などに取り組む事業主であること。
- ニ 計画期間内に導入した介護福祉機器を、評価時離職率算定期間の末日まで引き続き運用している事業主であること。
- ホ 評価時離職率を、計画時離職率より、対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模に応じて下表に掲げる離職率ポイント以上低下させる事業主であること。

ただし、下表に掲げる離職率ポイント以上低下させると、評価時離職率が0%を下回る場合及び新規創業等により計画時離職率の算出ができない場合にあっては、評価時離職率を0%とすることを目標とする。

なお、評価時離職率算定期間の初日時点の人数規模区分が、計画時離職率算定期間の初日時点の人数規模区分と異なる場合は、評価時離職率算定期間の初日時点の人数規模区分における低下させる離職率ポイント（目標値）を適用する。

## 【低下させる離職率ポイント（目標値）】

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数規模区分	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率ポイント	15%ポイント	10%ポイント	7%ポイント	5%ポイント	3%ポイント

- ヘ 評価時離職率が30%以下となっている事業主であること。
- ト 当該事業所において「雇用管理責任者」を選任し、かつ、その選任した者の氏名を当該事業所に掲示すること等（社内メール等の電磁的方法による労働者への周知も可。）により労働者に周知している事業主であること。
- チ 雇用保険適用事業所において、基準期間（介護福祉機器助成コース）に、雇用保険法第23条第2項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち離職区分1A又は3Aとされる離職理由（重責解雇に該当する離職を除く。）により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数を、導入・運用計画書提出日における雇用保険被保険者数で除して得た割合が6%を超える事業主でないこと。

なお、当該事業所において、基準期間（介護福祉機器助成コース）に、当該事業所に係るこの特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が、3人以下である場合はこの限りでない。

リ 新たな導入・運用計画書の提出日から過去3年以内に、中小企業労働環境向上助成金（介護福祉機器等助成）、職場定着支援助成金（介護福祉機器等助成）、職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース／機器導入助成又は目標達成助成）及び助成金（介護福祉機器助成コース／機器導入助成又は目標達成助成）の支給決定がされていない事業主であること。（過去の支給歴に関する確認方法については、0406トのとおり。）。

ヌ 導入・運用計画書を提出後、助成金（介護福祉機器助成コース／機器導入助成）の支給決定に至っていない事業主でないこと（導入・運用計画が不認定となった場合を除く。）。

ル 過去に、助成金（設備改善等支援コース／計画達成助成1回目）を受給している事業主で、同一の機器に係る導入・運用計画書を提出する事業主でないこと。

ロ 国又は地方公共団体等からの補助金等を受けていないことを確認するため、国又は地方公共団体等への照会及び国又は地方公共団体等からの照会に応じることに同意する事業主であること。

ワ 0201ルの賃金要件を満たした場合の加算額の適用を受ける場合にあつては、介護労働者の毎月決まって支払われる賃金（以下「賃金」という。）について、介護福祉機器の導入日から起算して1年以内に、5%以上増加させている事業主であること。

なお、賃金が5%以上増加していることについては、改定後3か月間の賃金総額と改定前3か月間の賃金総額を比較し、全ての介護労働者の賃金が5%以上増加していることにより判断するものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、賃金を増額させているものとして認められない。

- ・賃金の増額後、合理的な理由なく賃金の額を引き下げた場合
- ・合理的な理由なく、賃金以外の諸手当等の額を引き下げ、賃金の額を引き上げる場合
- ・賃金要件の算定対象となる事業所において、0201へに定める基準期間（介護福祉機器助成コース）に、雇用保険法第4条に規定する雇用保険被保険者（雇用保険法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者を除く。）を解雇等事業主都合（重責解雇に該当する離職を除く。）により離職させている事業主である場合

また、対象労働者の賃金が時給や日給、出来高払い等でその月ごとに賃金変動する場合であつて、賃金要件対象労働者の都合等により労働日数が著しく少なくなった場合等、比較を行うことが適切でない場合には、「労働日に通常支払われる賃金の額」に「所定労働日数」を乗じ、毎月決まって支払われる賃金を算出し、比較することができる。

## 0302 支給対象となる介護福祉機器の範囲

イ 助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の支給の対象となる介護福祉機器は、介護労働者の身体的負担軽減の効果が高く、労働環境の改善に資する以下の機器とする。ただし、一品の見積価格及び購入価格が10万円未満のものは除く（要介護者本人が購入又は賃借する機器については助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の対象外である。）。

(イ) 移動・昇降用リフト

立位補助器（スタンディングマシーン）、非装着型移乗介助機器（介護労働者が要介護者を移乗させ又は移乗するときに用いる機器であって、抱え上げ動作のパワーアシスト機能又はその動作を不要とする機能により、当該労働者の腰の負担を軽減するものをいい、介護労働者が装着して用いるもの（以下「装着型移乗介助機器」という。）を除く。）を含む。人の移動又は移乗に使用するものに限る。

(㍑) 装着型移乗介助機器

(㍒) 体位変換支援機器

エアマット、ベッドのうち、体位変換機能を有するものに限る。

(㍔) 特殊浴槽（移動・昇降用リフトと一体化しているもの、移動・昇降用リフト（電動昇降ストレッチャーを含む。）が取り付け可能なもの又は側面が開閉可能なもの等。）

(㍕) その他身体的負担軽減の効果が特に高いと考えられるもの

なお、移動・昇降用リフトの導入時に同時に購入等した吊り具(スリングシート)や、特殊浴槽の導入時に同時に購入等した入浴用担架や入浴用車いす等、支給の対象となる介護福祉機器と同時に購入等した、身体的負担軽減に資する機能を発揮するために必要不可欠な付属品を含めることができる。

ロ 前項に該当する機器であっても次の(イ)から(ク)に該当する場合は、助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の対象としない。

(イ) 事業主が私的目的のために購入した機器

(㍑) 介護関係業務に使用しない機器

(㍒) 事業主以外の名義の機器

(㍔) 現物出資された機器

(㍕) 商品として販売又は賃貸する目的で購入した機器

(㍖) 原材料

(㍗) 取得するも解約あるいは第三者に譲渡した機器

(㍘) 支払い事実が明確でない機器

(㍙) 国外において導入される機器

(㍚) 資本的及び経済的関連性がある事業主間の取引による機器

(㍛) 次の取引による機器

a 個人間における取引

配偶者間又は1親等の親族間の取引

b 法人と個人間の取引

法人とその代表者間、法人とその代表者の配偶者間、法人とその代表者の1親等の親族間、法人とその取締役間又は法人とその理事間の取引

c 法人間の取引

代表者が同一人、配偶者間又は1親等の親族間の取引

(㍜) 労働局長が行う現地調査において、その存在が確認できない機器

(㍝) 併給調整に関する助成金等の支給に係る機器

(㍞) 国等からの補助金等（本助成金を含む）の支給を受けている機器

(㍟) 長期（1年以上）にわたり反復して更新することが見込まれない契約により賃借した機器

(㍠) 計画期間前に導入した機器

---

## 0400 計画の認定

---

### 0401 導入・運用計画書の提出

助成金（介護福祉機器助成コース）の支給を希望する事業主は雇用保険適用事業所ごとに、導入を予定している介護福祉機器の内容等を記載した導入・運用計画を、人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画(変更)書（様式第 b-1 号）（電子申請の場合は導入・運用計画(変更)書）（以下「導入・運用計画書」という。）により作成し、0404 に掲げる書類を添えて、当該適用事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）に提出しなければならない。

管轄労働局長に提出した導入・運用計画について、0405 ホにより不認定とされた場合は不認定日の翌日から、0405 ヘにより認定を取り消された場合は取消日の翌日から、支給申請を行わなかった場合は 0501 の支給申請期限末日の翌日から、新たな導入・運用計画を提出することができる。

---

### 0402 導入・運用計画の期間

導入・運用計画の期間(以下「導入・運用計画期間」という。)は、介護福祉機器を最初に導入する月の初日を起算日とし、3か月以上1年以内とする。なお、導入・運用期間中にさらに介護福祉機器を導入する場合は、その導入する月の初日より3か月以上の導入・運用計画期間を確保する。

また、新規創業の事業主（介護事業の開始前に介護福祉機器を導入した事業主に限る。以下同じ。）の導入・運用計画期間は、実際に介護事業が開始された月の初日から最低3か月以上とする。

---

### 0403 導入・運用計画書の提出期限

導入・運用計画書は、介護福祉機器を最初に導入する月の初日の6か月前の日から1か月前の日の前日までに提出することとする。

計画開始日の属する月の初日の1か月前の日の前日が閉庁日である場合は、当該閉庁日以前の日のうち最も遅い開庁日までに提出することとする。また、導入・運用計画書を提出しようとする事業主が、事業主の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により、提出期限内に提出できなかった場合には、提出できなかった理由を添えて提出することができる。ただし、この場合であっても、計画開始日の前日までは提出しなければならない。なお、郵便等で提出する場合においては、計画開始日の属する月の初日の1か月前の日の前日まで（計画開始日の属する月の初日の1か月前の日の前日が閉庁日である場合は、当該閉庁日以前の日のうち最も遅い開庁日まで）に到達したものを期日までに提出されたものとする。

導入・運用計画を変更する場合（0408 に規定）においても、閉庁日及び郵送等による提出に係る提出期限の取扱いは0403 のとおりとする。

---

### 0404 添付書類

管轄労働局長は、導入・運用計画の認定を受けようとする事業主に対して導入・運用計画書に次のイからへに掲げる書類を添えて提出させるものとする。

- イ 人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画対象経費内訳書【計画書提出時】（様式第 b-1 号別紙 1）
- ロ 介護事業を行っている事業主であることを確認するための書類（介護福祉機器を導入する事業所において、介護保険法に基づく指定又は許可を受けていることを証明する書類等）
- ハ 対象事業所における計画時離職率算定期間の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類（離職証明書（写）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）等）
- ニ 導入する介護福祉機器を確認することのできるカタログ、価格表、見積書等（写）
- ホ 次のいずれかに当てはまる事業主については、計画時離職率算定期間に係る「介護労働者名簿」（様式第 b-1 号別紙 2）
- ・ 主たる事業が介護事業以外の場合
  - ・ 介護労働者全てが雇用保険一般被保険者ではない場合
- ヘ その他管轄労働局長が必要と認める書類（介護労働者の在職状況を確認するための労働者名簿、組織図等）

---

#### 0405 導入・運用計画の認定等

- イ 管轄労働局長は、導入・運用計画書及び 0404 に掲げる添付書類（以下「導入・運用計画書等」という。）の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、その他の不備がないかを点検し、適正であると認めたときは、これを受理し、当該導入・運用計画書の処理欄に受理年月日を記入する。なお、受理年月日は導入・運用計画等が計画申請事業主から提出された日とする。
- ロ 導入・運用計画書等の記載事項等に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、計画申請事業主に補正を求める。指定された期間内に計画申請事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は 1 か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。計画申請事業主が期限までに補正を行わない場合、「第 1 共通要領」0301 ハの要件を満たさないものとみなし、当該導入・運用計画書に係る助成金は支給しない。
- ハ 管轄労働局長は、前項の導入・運用計画書等を 0406 の確認を経た後 0407 の基準に照らして審査し、適正であると認めたときは導入・運用計画を認定し、当該導入・運用計画書の処理欄に認定年月日、認定金額、認定番号、計画時離職率及び低下させる離職率ポイント（目標値）を記入するとともに、「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画認定通知書（様式第 b-2 号）」により、計画申請事業主に通知するものとする。
- ニ 管轄労働局長は、導入・運用計画の認定を行ったときは、人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）支給台帳（様式第 b-10 号）に計画申請事業主に係る必要事項を速やかに記入するものとする。
- ホ 管轄労働局長は、前項の審査において、適正であると認めないときは、導入・運用計画の認定を行わず、「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画不認定通知書（様式第 b-3 号）」により計画申請事業主に通知するものとする。
- ヘ 管轄労働局長は、認定を取り消したときは、「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画認定取消通知書（様式第 b-4 号）」により計画申請事業主に通知するものとする。

---

## 0406 確認事項

- イ 介護事業主であることの確認  
導入・運用計画書等により確認すること。
- ロ 「雇用管理責任者」の選任及びその周知の確認  
導入・運用計画書等により確認すること。
- ハ 導入・運用計画期間内に介護福祉機器の導入を行うほか、介護福祉機器の保守契約の締結又はメンテナンスの実施、導入機器の使用を徹底するための研修などを行う事業主であることの確認  
導入・運用計画書等により確認すること。
- ニ 介護福祉機器の適正価格の確認  
(公財)テクノエイド協会のホームページ (<http://www.techno-aids.or.jp>) やメーカーのホームページ等で確認すること。
- ホ 不支給措置がとられていないことの確認  
ハローワークシステム(助成金事務処理)の不正処分記録より不正受給に係る助成金について不支給措置期間でないことを確認すること。
- ヘ 基準期間(介護福祉機器助成コース)に、雇用保険適用事業所における特定受給者となる理由による離職が一定以上ないことの確認  
雇用保険被保険者台帳等により確認すること。
- ト 過去に助成金の支給を受けていないことの確認  
管轄労働局長の保管する支給台帳を検索し、支給決定年月日と申請年月日を照合のうえ、申請に係る雇用保険適用事業所において、過去3年以内に中小企業労働環境向上助成金(介護福祉機器等助成)、職場定着支援助成金(介護福祉機器等助成)、職場定着支援助成金(介護福祉機器助成コース/機器導入助成又は目標達成助成)及び助成金(介護福祉機器助成コース/機器導入助成又は目標達成助成)を支給された事業主でないことを確認すること。
- チ 助成金(介護福祉機器助成コース)の支給決定に至っていない導入・運用計画書の提出又は認定状況の確認
- リ 国等からの補助金等(本助成金を含む)の支給を受けていないことの確認  
機器の内容等に応じ、都道府県地域医療介護総合確保基金担当者等への確認を行うこと。
- ヌ 計画時離職率の確認  
事業所確認票、雇用保険適用事業所台帳、雇用保険被保険者台帳、離職証明書、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し等により確認すること。  
定年退職及び重責解雇等による離職に該当するかは、離職区分や具体的な離職の理由により確認すること。  
なお、計画時離職率は0201リ又はヌにより算出すること。

---

## 0407 認定基準

導入・運用計画の認定基準は次のイからニとし、いずれにも該当する場合に計画を認定する。

イ 計画内容が介護福祉機器の導入・適切な運用により労働環境を改善し、もって介護労働者の雇用管理の改善を図るものであり、その計画の実施により、介護労働者の身体的負担軽減に一定の効果が見込まれること。

ロ ①導入機器のメンテナンス、②導入する機器について、どのような作業と要介護者（残存能力や障害の程度）の場合に何人の介護労働者で使用するのか、③導入機器の使用を徹底するための研修などの計画内容が明確かつ具体的であり、実効性が高いものと判断されること。

なお、導入機器の使用を徹底するための研修は原則として実施されるものであること。ただし、導入機器の使用方法について既に介護労働者が十分に理解している場合は、必ずしも研修を実施する必要はないこと。

ハ 導入機器が事業所の実情に即し、労働環境の改善に必要なものと認められること。

ニ 助成金（介護福祉機器助成コース）の支給終了後も、引き続き介護福祉機器の使用が見込まれること。

---

#### 0408 導入・運用計画の変更

受給資格の認定を受けた事業主は、認定を受けた導入・運用計画書（以下「認定導入・運用計画書」という。）の記載事項等に変更が生じたときは、変更内容に応じて以下のイからへに定めるところにより、人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画（変更）書（様式第 b-1 号）（以下「導入・運用計画変更書」という）を作成し、管轄労働局長に提出し、認定導入・運用計画書の変更の認定を受けなければならない。

管轄労働局長は、変更の申請がなされた場合は、0405 に準じて認定等を行うこと。

イ 介護福祉機器の導入予定日及び導入・運用計画期間の変更

(イ) 介護福祉機器の導入予定日の変更及びそれに伴う導入・運用計画期間の変更は、原則として、変更後の導入予定日の属する月の前月末までに行うこと。また、事業主の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期限内に申請できない場合は、できなかった理由を記した書面を添えて、提出することができる。ただし、この場合であっても、導入予定日の前日までに提出しなければならない。

なお、変更後の導入予定日が、変更前の導入予定日と同月の場合は、変更を要しないものとする。

(ロ) 介護福祉機器の導入予定日を翌月以降に変更する場合、導入・運用計画期間は、変更後の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。

(ハ) 介護福祉機器の導入予定日を前月以前に変更する場合、変更後の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。ただし、変更後の導入予定日は、原則として、認定導入・運用計画書の提出日が属する月の翌々の初日より前の日付とすることはできない（申請事業主の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）。

ロ 新規創業の事業主における事業開始日の変更

(イ) 事業開始日の変更に伴う導入・運用計画期間の変更は、原則として変更後の事業開始日の属する月の前月末までに行うこと。また、事業主の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期限内に申請できない場合は、できなかった理由を記した書面を添えて、提出することができる。ただし、この場合であっても、事業開始日の前日までに提出しなければならない。

(ロ) 事業開始日を翌月以降に変更する場合、導入・運用計画期間は、変更後の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。

(ハ) 事業開始日を前月以前に変更する場合、変更後の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。ただし、変更後の事業開始日は、原則として、認定導入・運用計画書の提出日が属する月の翌々月の初日より前の日付とすることはできない（申請事業主の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）。

#### ハ 導入・運用計画期間の延長又は短縮に係る変更

(イ) 導入・運用計画期間の延長又は短縮に係る変更は、変更前又は変更後の導入・運用計画期間の末日のいずれか早い日までに行うこと。なお、事業主の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期限内に提出できない場合は、提出できなかった理由を記した書面を添えて、提出が可能となった日から10日以内に提出することができる。

(ロ) 延長又は短縮後の導入・運用計画期間は、変更前の導入・運用計画期間の初日から起算して3か月以上1年以内の期間内とすること。

#### ニ 導入機器の内容の変更

導入機器の内容の変更（品目、台数、購入金額（割引等により減額する場合を除く）、賃借料（割引等により減額する場合を除く）、保守契約（金額の変更を含む）、導入事業所の変更等）は、機器導入日の属する月の前月末までに行うこと。また、事業主の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期限内に申請できない場合は、できなかった理由を記した書面を添えて、提出することができる。ただし、この場合であっても、機器導入日の前日までに提出しなければならない。

#### ホ 導入機器の使用を徹底するための研修の変更

導入機器の使用を徹底するための研修のうち研修費用の変更は、研修実施日の属する月の前月末までに行うこと。また、事業主の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期限内に申請できない場合は、できなかった理由を記した書面を添えて、提出することができる。ただし、この場合であっても、研修実施日の前日までに提出しなければならない。

#### ヘ その他の変更

その他の変更については、導入・運用計画の変更を要しない。

---

## 0500 支給申請等

---

### 0501 支給申請書等の提出方法（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）

助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の支給を受けようとする事業主は、評価時離職率算定期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）支給申請書（様式第 b-5 号）（電子申請の場合は支給申請書）（以下「支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）」という。）を作成し、0502 の添付書類を添えて管轄労働局長に対して支給申請を行わなければならない。

特段の理由なく当該期間内に支給申請を行わなかった事業主は、当該認定導入・運用計画書における受給資格に係る支給申請を行うことができないものとする。

---

### 0502 添付書類（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）

管轄労働局長は、助成金（介護福祉機器助成コース／機器導入助成）の支給を受けようとする支給申請事業主に対して支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）に次のイからヌに掲げる書類を添えて提出させるものとする。また、賃金要件を満たす場合の支給額の加算の適用を受ける場合は、次のルに定める書類をあわせて添付させるものとする。

- イ 人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画対象経費内訳書【支給申請時】（様式第 b-5 号別紙 1）
- ロ 人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）介護福祉機器販売・賃貸証明書（様式第 b-6 号）
- ハ 導入した介護福祉機器の内容が明らかにされた次の(イ)から(ホ)に掲げる書類
  - (イ) 売買契約書（販売等企業の請求書及び領収書でも可）（写）又は賃貸契約書（写）
    - ※ 付属品がある場合は、項目毎に支給対象部分と支給対象外に分けた内訳が明示されているもの。
    - ※ 分割払いや賃貸契約の場合は、支給申請日までに支払った支給対象部分の金額が確認できるもの。
  - (ロ) 保守契約を締結した場合は保守契約書（写）
  - (ハ) 当該動産を確定するための資料（カタログなど。提出済みのものは不要。）
  - (ニ) 導入した事業所内で撮影した介護福祉機器の写真（1台ずつ全体像と製造番号が判別できるもの）
  - (ホ) いつ（年月日）どこの事業所に、どんな介護福祉機器を何台導入したか確認できる資料（納品書など）
- ニ 導入した介護福祉機器の使用を徹底するための研修の内容、実施日（実施期間）が確認できる資料
- ホ 導入した介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要した費用の支払いを証明する書類（写）
- ヘ 対象事業所における評価時離職率算定期間の雇用保険一般被保険者の離職状況がわかる書類（離職証明書（写）、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）等）
- ト 次のいずれかに当てはまる事業主については、評価時離職率算定期間に係る「介護労働者名簿」（様式第 b-5 号別紙 2）
  - ・ 主たる事業が介護事業以外の場合

- ・ 介護労働者全てが雇用保険一般被保険者ではない場合
- チ 支払実態を確認する書類（総勘定元帳（写）（現金科目又は預金科目のうち当該導入機器の支払いに係る部分に限る）又は預金通帳（写）（「摘要欄」及び「支払金額」のうち導入機器の支払いに係る部分に限る）等）
- リ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）
- ヌ その他管轄労働局長が必要と認める書類（介護労働者の在職状況を確認するための労働者名簿、組織図等）
- ル 賃金要件を満たした場合の額の適用を希望する場合は、増額改定前後の雇用契約書、増額改定前後3か月間の賃金台帳等支払が分かる書類、賃金規定等が規定されている労働協約又は就業規則 等

#### 0503 支給停止（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）

助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の支給決定までに、次のイからホのいずれかに該当する場合は当該機器について、助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の一部又は全部を支給しないものとする。

- イ 導入機器を転用、譲渡、売却、解約又は改造した場合
- ロ 正当な理由なく、導入機器の一部又は全部を設置していない場合又は設置するも恒常的に使用していない場合
- ハ 適正な使用や管理を怠ったことにより導入機器が使用不可能となっている場合
- ニ 導入機器が計画とは異なる事業所に導入された場合
- ホ 介護福祉機器を導入する事業所の介護労働者以外の労働者が恒常的に使用する場合

#### 0504 支給額（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）

イ 助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の支給額は、賃金要件を満たした場合は、次のロ及びハに定める介護福祉機器の導入等に要した額の35%に相当する額とし、賃金要件を満たしていない場合は、20%に相当する額とする。ただし、いずれの場合も一の雇用保険適用事業所につき150万円を上限とする。

ロ 介護福祉機器の導入に要した費用の額は、導入・運用計画期間内に導入が完了した介護福祉機器に係る費用であって（保守契約を含む。）、計画申請日以降、支給申請書提出日までに支払いが完了した費用の額（手形又は小切手による支払いの場合にあつては、決済が完了したものに限り。）とする。

ただし、費用の支払いが当該導入・運用計画期間を超える賃借及び分割による支払い（賃料による支払いの場合にあつては、導入・運用計画期間内において、実際に賃借した期間の賃借料に限る）のため、導入・運用計画期間内に完了しない場合にあつては、支給申請書提出日までの支払いをもって、支払いが完了したものとみなす。また、保守契約が導入・運用計画期間を超えている場合は、導入・運用計画期間内に相当する額（月割・年割で計算）を支給対象額とする。

ハ 前項の費用の額には、次の(イ)から(ハ)に掲げる額を含めることができる。

- (イ) 利子（費用を分割して支払う場合に限る。）の額
- (ロ) 保守契約を締結した場合は、その費用の額
- (ハ) 介護福祉機器の使用を徹底するための研修に要した費用の額

---

## 0600 支給決定

---

### 0601 支給決定に係る事務処理（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）

- イ 管轄労働局長は、支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）及び 0502 に掲げる添付書類（以下「支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）等」という。）の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、その他書類の不備がないかを点検し、適正であると認めるときは、これを受理し、当該支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の処理欄に受理年月日を記入する。なお、受理年月日は、支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）等が支給申請事業主から提出された日とする。
- ロ 管轄労働局長は、前項の支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）等を 0602 の確認を経た支給申請について適正であると認めるときは、助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の支給を決定し、支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の処理欄に支給決定年月日、支給決定額及び支給決定番号を記入するとともに、人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）支給決定通知書（様式第 b-7 号）により、支給申請事業主に通知するものとする。
- ハ 管轄労働局長は、前項の審査において、適正であると認められないときは、助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の支給の決定を行わず、支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）の備考欄に不支給である旨及びその理由を記入するとともに、人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）不支給決定通知書（様式第 b-8 号）により支給申請事業主に通知するものとする。
- また、不支給の理由が不正受給である場合は、「不支給措置期間通知書」（様式第 b-11 号）を事業主に通知するものとする。
- ニ 管轄労働局長は、支給を取り消したときは、人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）支給決定取消及び返還決定通知書（様式第 b-9 号）により支給申請事業主に通知するものとする。
- また、支給決定の取消し理由が不正受給である場合は、「不支給措置期間通知書」（様式第 b-11 号）を事業主に通知するものとする。
- ホ 管轄労働局長は、支給決定を行ったときは、支給決定額を支給申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。振込後は、人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）支給台帳（様式第 b-10 号）に支給年月日等の必要事項を速やかに記入する。

---

### 0602 支給対象事業主に該当するかの確認（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）

- イ 受給資格があることを人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）支給台帳（様式第 b-10 号）により確認すること。
- ロ 認定された導入・運用計画に基づき、当該計画期間内に介護福祉機器の導入等を行った事業主であることの確認
- 支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）等により、導入・運用計画期間内に介護福祉機器の導入のほか、導入機器の使用を徹底するための研修、雇用管理責任者の選任等を行った事業主であるか確認すること。
- 介護福祉機器については、0302、0502 及び 0503 に照らし、実際に機器が導入され、かつ、

使用されていることを確認すること。

また、支給申請書（介護福祉機器助成コース／目標達成助成）等について審査の上、不審な点が見られる場合等には、不正受給に係る調査を開始すること。

- ハ 基準期間（介護福祉機器助成コース）に、雇用保険適用事業所における特定受給者となる理由による離職が一定以上ないことの確認

雇用保険適用事業所において、基準期間（介護福祉機器助成コース）に、雇用保険法第23条第2項に規定する「特定受給資格者」となる離職理由のうち離職区分1 A又は3 A（重責解雇に該当する離職を除く。）とされる離職理由により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数を、導入・運用計画書提出日における雇用保険被保険者数で除して得た割合が6%を超える事業主でないこと。

なお、当該事業所において、基準期間（介護福祉機器助成コース）に、当該事業所に係るこの特定受給資格者として受給資格の決定を受けた者の数が、3人以下である場合はこの限りでない。

雇用保険被保険者台帳等により確認すること。

- ニ 国等からの補助金等（本助成金を含む）の支給を受けていないことの確認

機器の内容等に応じ、都道府県地域医療介護総合確保基金担当者等への確認を行うこと。

- ホ 評価時離職率が目標を達成していることの確認

介護労働者名簿、雇用保険適用事業所台帳、雇用保険被保険者一覧、離職証明書、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し等により確認すること。

定年退職及び重責解雇による離職に該当するかは、離職区分や具体的な離職の理由により確認すること。

なお、評価時離職率は、0201リ又はヌにより算出すること。

- ヘ 評価時離職率が30%以下となっていることの確認

前項と同様の書類により確認すること。

- ト 賃金要件を満たす場合の支給額の適用を受ける場合の確認

賃金要件を満たしていることについて、賃金の増額改定前後の雇用契約書及び増額改定前後の3か月間の賃金台帳等の書類により、対象介護労働者ごとに賃金が5%以上増加していることを確認すること。

---

## 0700 委任

---

### 0701 公共職業安定所長への業務の委任

労働局長は、0405、0408 及び 0601 に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることができることとする。

0801 施行期日

- イ 平成26年3月31日付け職発0331第13号、能発0331第5号、雇児発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成26年4月1日から施行する。
- ロ 平成27年4月10日付け職発0410第2号、能発0410第2号、雇児発0410第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年4月10日から施行する。
- ハ 平成27年11月27日付け職発1127第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成27年12月1日から施行する。
- ニ 平成28年4月1日付け職発0401第40号、能発0401第10号、雇児発0401第11号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年4月1日から施行する。
- ホ 平成28年10月19日付け職発1019第1号、能発1019第1号、雇児発1019第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成28年10月19日から施行する。
- ヘ 平成29年3月31日付け職発0331第7号、能発0331第2号、雇児発0331第18号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成29年4月1日から施行する。
- ト 平成30年3月31日付け職発0331第2号、雇均発0331第3号、開発0331第3号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成30年4月1日から施行する。
- チ 平成31年3月29日付け職発0329第2号、雇均発0329第6号、開発0329第58号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成31年4月1日から施行する。
- リ 令和元年9月27日付け職発0927第1号、雇均発0927第1号、開発0927第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和元年10月1日から施行する。
- ヌ 令和2年3月31日付け職発0331第10号、雇均発0331第6号、開発0331第9号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和2年4月1日から施行する。
- ル 令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和2年12月25日から施行する。

なお、当分の間、令和2年12月25日付け職発1225第4号、雇均発1225第1号、開発1225第17号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第2 助成金別要領 8(2)介護福祉機器助成コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。
- ヲ 令和3年3月31日付け職発0331第25号、雇均発0331第5号、開発0331第6号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和3年4月1日から施行する。
- ワ 令和4年3月31日付け職発0331第55号、雇均発0331第12号、開発0331第44号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和4年4月1日から施行する。
- カ 令和5年3月31日付け職発0331第14号、雇均発0331第2号、開発0331第2号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年4月1日から施行する。
- コ 令和5年6月23日付け職発0623第1号、雇均発0623第1号、開発0623第1号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和5年6月26日から施行する。

---

## 0802 経過措置

- イ 平成 27 年 4 月 10 日より前に提出された「導入・運用計画書」に係る中小企業労働環境向上助成金の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成 29 年 4 月 1 日より前に提出された「導入・運用計画書」に係る職場定着支援助成金の支給については、なお従前の例による。
- ハ 平成 30 年 4 月 1 日より前に提出された「導入・運用計画書」に係る職場定着支援助成金の支給については、なお従前の例による。
- ニ 令和 2 年 4 月 1 日より前に提出された「導入・運用計画書」に係る人材確保等支援助成金の支給については、なお従前の例による。
- ホ 令和 3 年 4 月 1 日より前に提出された「導入・運用計画書」に係る人材確保等支援助成金の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 令和 4 年 4 月 1 日より前に提出された「導入・運用計画書」に係る人材確保等支援助成金の支給については、なお従前の例による。
- ト 令和 5 年 4 月 1 日より前に提出された「導入・運用計画書」に係る人材確保等支援助成金の支給については、なお従前の例による。
- チ 令和 5 年 6 月 26 日より前に提出された「導入・運用計画書」に係る人材確保等支援助成金の支給については、なお従前の例による。